

令和5年度 第3回 石狩市環境審議会 議事録

- 日 時 令和6年3月28日（木） 10時00分から12時45分
- 場 所 石狩市役所5階 第一委員会室
- 議 題
 - 1) 石狩市公害防止条例施行規則の改正について（諮問）
 - 2) 石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）の改定について（継続審議）
 - 3) 石狩市生物多様性地域戦略（案）について（継続審議）
 - 4) 石狩市環境白書‘23について（報告）

○ 出席者（敬称略）

環境審議会委員

会長	松島	肇	副会長	芥川	智子
委員	黄	仁姫	委員	玉田	克巳
委員	百井	宏己	委員	長原	徳治
委員	石岡	真子			

事務局

環境市民部長	松儀	倫也	環境課長	時崎	宗男
環境政策担当主査	寺尾	陽助	環境政策担当主任	角井	貴博

説明員

自然保護課長	板谷	英郁	ごみ・リサイクル課長	鍋谷	英幸
環境保全担当主査	工藤	隆之	自然保護担当主査	佐藤	光弘
廃棄物担当主査	渡邊	史章	廃棄物担当主査	菅原	直樹
自然保護担当主任	高橋	恵美			

傍聴者数 9名

【事務局 時崎課長】

それでは、定刻となりましたので令和5年度第3回目となる石狩市環境審議会を始めます。本日は、皆様ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局の環境課長、時崎でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の資料を確認させていただきます。

事前に送付いたしました「議事次第」「座席表」「石狩市環境審議会委員名簿」。

議題1 「石狩市公害防止条例施行規則の改正」につきまして、

資料1-1 「石狩市公害防止条例施行規則の改正案について」

資料1-2 「水質汚濁に係る環境基準の見直しについて」

資料1-3 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」

資料1-4 「CFU って何ですか？」。

続きまして、議題2 「石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）の改定につきまして、

資料2-1 「石狩市地球温暖化対策推進計画【区域施策編】」

資料2-2 「石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】」。

続きまして、議題3 「石狩市生物多様性地域戦略（案）につきまして、

資料3-1 「石狩市生物多様性地域戦略（案）について」

資料3-2 「いしかり生きものかけはしびジョン（石狩市生物多様性地域戦略）の策定について」に寄せられた意見と検討結果」。

資料3-3 「石狩市内 自然環境面積一覧」でございます。

続きまして、議題4につきまして、資料4 「石狩市環境白書「23について」」。

その他案件につきまして、「①石狩市環境審議会 議題提案のための資料」「②資料1」「③資料3」、当日資料として「④資料2」となりますが、資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、当日資料として配布しましたその他案件にかかる資料2につきましては、「取扱注意、かつ、複製・持出禁止」の資料となっておりますので、本審議会以外での使用、引用等はされませんよう、取扱いに十分ご注意いただきたく存じます。

また、退出される際は事務局まで本資料を返却いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

続いて、本日の欠席委員の報告をいたします。本日は、「荒閑委員」「氏家委員」「牧野委員」「丹野委員」の4名の委員からご欠席の連絡をいただいております。当審議会委員総数11名に対しまして7名の出席となりましたので、過半数に達しておりますことから、石狩市環境審議会規則第4条第3項の規定によりまして、当審議会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、芥川委員は現在来ておりませんが、少々遅れる旨のご連絡をいただいているところでございます。

ここで、1点、お願ひがございます。会議録作成にあたりまして、発言の際は挙手をしてから、マイクに向かってお話ししていただきますようお願ひいたします。また、マイクのスイッチにつきましては、事務局の方で操作いたしますので、特にスイッチを押すなどの操作は必要ありませんので、ご協力をお願ひいたします。

それでは、ここから先の議事につきましては、松島会長にお願ひいたします。

【松島会長】

おはようございます。年度末のお忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。今日も議題が盛りだくさんですので、早速、議題に入りたいと思います。

議題1「石狩市公害防止条例施行規則の改正」ということで、諮問案件となっております。それでは、「諮問」をお願ひいたします。

(市長が諮問書を読み上げ、会長へ手交)

【松島会長】

加藤市長につきましては、このあと、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

【松島会長】

それでは審議に移ります。はじめに事務局から説明をお願いします。

【説明員 工藤主査】

環境課 工藤です。私から議題1「石狩市公害防止条例施行規則の改正」について説明させていただきます。

まず、資料1-1「石狩市公害防止条例施行規則の改正案について」をご覧ください。「1改正の理由」から説明します。

国は、令和4年4月1日、環境基本法により定めている水質汚濁に係る環境基準を見直しました。詳細は資料1-2の環境省より発出の「報道発表資料」に譲りますが、概要は、環

境基準の項目である「六価クロム」の基準値を見直すこと、2点目は、同じく環境基準の項目である「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、「大腸菌数」の単位と基準値についても改正する、というものです。

国は、このような環境基準の見直しを踏まえて、さらに、今年（令和6年）1月25日、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を公布しました。改正省令の公布の詳細については、資料1-3 環境省より発出の「報道発表資料」に譲りますが、概要は水質汚濁防止法施行規則および排水基準を定める省令について改正するというものであり、これらのうち、水質汚濁防止法施行規則の改正規定に準拠している市の例規はありませんが、排水基準を定める省令に準拠して定めている規定が、石狩市公害防止条例施行規則の中にあるため、所要の規則の改正を行なうものであります。

次に「2 改正内容【改正案】」に移ります。

1点目、規則第6条第11号の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。併せて文言整理も行います。

2点目、別表第2の「2 汚水等に係る排水基準」の（1）人の健康の保護に係る項目のうち「六価クロム化合物」の許容限度について「1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム」とあるのを「1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム」に改めます。

なお、国の改正省令に合わせて、電気めっき業に属する特定事業場から届出されている特定施設からの排出水については暫定排水基準として「1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム」を3年間維持します。ちなみに、現在本市には、電気めっき業に属する特定事業場からの届出施設はございません。

3点目、同じく「2 汚水等に係る排水基準」の（2）生活環境の保全に係る項目のうち「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」とあるのを「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に改め、この大腸菌数の許容限度については、「日間平均3,000（個）」としているものを「日間平均800（コロニー形成単位）」に改めます。なお、ここに出てくる「コロニー形成単位」でしたが、英語表記でいうところの Colony Forming Unit を略して「CFU」とも表記されます。生きている菌の数を表す単位として用いられており、詳細については、資料1-4「CFUって何ですか？」を参照願います。

4点目、別記第3号様式の「別紙1」の備考3及び「別紙2」の備考1についてです。備考欄それぞれには、「6価クロム」の記載がありますが、実はローマ数字の表記になっており、これらの表記を国の法令及び市規則本文の表記に合わせて、漢数字の「六価クロム」に改めます。

次に、施行日についてでしたが、国の改正省令の施行日に合わせて、六価クロム化合物に係る改正については令和6年4月1日、大腸菌群数に係る改正については令和7年4月1日を予定しております。

規則改正が正式に決まりましたら、市民、事業者等には市広報誌、市ホームページを活用するほか、既に「汚水等排出施設」として届出済の施設を対象に周知文書を送付する予定で

ございます。

最後に、札幌市を除く石狩管内の江別、千歳、恵庭、北広島の4市および小樽市に対し、公害防止条例施行規則における「六価クロム」と「大腸菌群数」に係る規定の改正状況を先週、照会しましたところ、小樽市からは「国の施行日に合わせる形での改正作業を検討中である」との回答が、他の4市からは「これから改正作業に着手するため、国の施行より後の施行となる」との回答が寄せられました。参考までに申し添えます。私からは以上です。

【松島会長】

ありがとうございました。それでは、審議に移りたいと思います。今の事務局の説明について、何かご意見やご質問がありましたらお願ひします。

基本的には、国の基準が少し厳しくなるという認識でよろしいでしょうか。

【説明員 工藤主査】

はい。

【松島会長】

私のほうからご質問させていただきたいのですけれども、CFUの単位についてですが、頂いた資料1－2では、100ml当たりのコロニー形成数となっているように思うのですが、改正後の中身を見ていくと単位が1mlになっているのですが、これは問題ないというか、これでよろしいのでしょうか。

【説明員 工藤主査】

ただいまのご質問についてですが、市の規則としての表記としては、「1ml」としての表記で問題はございません。最初の冒頭の「100mlにつき」というのは、個別具体的なものではなくて、大腸菌数、その単位でよろしいはずですけれども、その辺につきましては、今のご指摘の部分も含めて、もう一度精査させていただきたいと思います。

【松島会長】

はい、問題はないと。分かりました。ほかにご意見はありませんか。よろしいですか。
それでは特にご意見がないようなので、答申をさせていただきます。

(答申を読み上げ、松儀部長へ手交)

【事務局 松儀部長】

ありがとうございました。

【松島会長】

ありがとうございました。それでは、議題1については終了といたします。続いて、議題2、継続審議となります、石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）の改定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局 寺尾主査】

環境政策担当の寺尾です。私から、継続審議をいただいている温対計画について説明します。

皆様には、2月1日から2月29日まで行った「パブリックコメント」の意見を反映した後の計画をお渡ししています。

パブリックコメントには、9人から65件の意見をいただき、その内、意見を採用したものの8件、一部採用したもの9件、不採用としたもの15件、記載済5件、参考としたもの17件、その他11件という結果となりました。

本日は、これら意見の概要や反映結果を中心に説明いたします。意見が、ほぼ区域施策編に対するものでしたので、表紙が黄色の冊子をご覧ください。

まず、意見を原案に反映しない不採用としたものでは、再エネ導入に当たっての開発行為に関するご意見、風力発電ゾーニング計画に関するご意見、40ページのJ-VERなど個々の事業の評価や詳細な説明を求めるご意見、促進区域の設定や太陽光発電設置の見直しに対するご意見、アカモズに関する条例制定を求めるご意見、「いしかり生き物かけはし戦略」を記載してほしい、などのご意見などがありました。

次に、すでに原案に盛り込まれている記載済では、31ページ以降にある計画の目標年度とこの間に取り組む施策が明示されていないというご意見、32ページ・市内の再エネを活用した地域活性化・余剰電力を活用した水素の製造に関するご意見、39ページ・ブルーカーボンの検討についてのご意見、P54自転車利用についてのご意見がありました。

次に、ご質問・ご意見として伺うその他としては、移住施策へのご意見、再エネ導入に対する計画以外でのご意見、記載内容の意味や算定方法に対するご質問・ご意見がありました。

次に、意見に基づき原案を修正する採用としたものは、6ページ下から4行目のカーボンニュートラルという言葉の注釈を追加してはどうかとのご意見、7ページ本文の下から6行目に「排出源、及び吸収源対策の双方を強化し、」を追加してはというご意見、8ページ本文の下から2行目を温対法から正式名称での記載に変更、19ページ文章中の黒ポツの最後、元は100MWでしたが、1,000MWの誤りではないかというご意見があり、それぞれ修正しています。

次に、意見の一部を採用したり、原案の一部を修正したりする一部採用ですが、主に文言等の追加や修正になり、9ページの図にある連携する計画として「風力発電ゾーニング計画」

を追加しています。これは事務事業編も同様に追加しています。26 ページ②及び 46 ページ④の文中に「自然環境等に配慮」の文言を追加、36 ページに注釈 12 として「脱炭素モビリティ」を追加、39 ページ施策内容①の黒マル 2 つ目に「都市緑化」という文言を追加、40 ページ④の冒頭に「地球規模で見ると、」という文言を追加、41 ページ施策内容①の黒マル 1 つ目に「楽しみながら」という文言の追加、46 ページ②の下から 2 行目にあった施設周辺の空き地という言葉を「施設敷地内の未利用地」に修正、54 ページ省エネ行動 3 つ目のポツと 57 ページ 6 つ目のポツに「フードマイレージ」という文言の追加、55 ページの③ 1 つの目のポツに「家庭菜園・市民農園」の文言を追加しました。

最後に、原案に盛り込めるが今後の参考とするご意見には、風力発電のアンカーを藻場にするご提案、農地における炭素貯留（CO₂を土の中に貯めるという）ご提案、太陽光パネルの廃棄に対するご意見、熱中症予防の啓発に対するご意見、エネルギーの地産地活に対するご意見、地球温暖化の見解にも諸説あるので勉強する必要があるというご意見、風力発電の低周波音被害に対するご意見、バイオマス発電の考え方に対するご意見、今回の一部改定箇所が分からず、分かりづらいというご意見、森林の管理に対するご意見、太陽光パネル設置に対する施設への耐荷重に対するご意見、マイクログリッド整備に対するご意見、61 ページ計画の推進における環境 NPO 育成に対するご意見、などがございました。

このほか、区域施策編・事務事業編とも、全体を通して誤字・脱字などを含めた文言の微修正をしております。

私からは、以上となります。引き続きのご審議をよろしくお願いします。

【松島会長】

ありがとうございました。本件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

はい、石岡委員お願いします。

【石岡委員】

区域施策編 39 ページの「取組内容 4」に、二酸化炭素吸収源の拡大について書いてあり、ここでは、「樹木は成長の過程で幹や根に CO₂ を蓄える機能を持っており、森林はいわば CO₂ のダムのような役割を担っています」とありますが、これは光合成のことは含まれているのですか。また、人工林で施業しているのであって、天然生林では施業はしていないのではないかということで、例えばヨーロッパなどでは人工林が 90% で、天然林が 10%。日本は 60% くらいが天然林だと思うのですよね。どのように吸収源を算定しているのだろうというのが疑問です。

それから、9 ページで、生物多様性地域戦略はどのように関わってくるのか、というのが分からずあります。例えば森林整備計画に、ちゃんと見てはいませんけれども、見た限りでは「生物多様性保全林地」というのもあるのですよね。少なからず、いろんなところに關

わっていますので、生物多様性地域戦略をこの中のどこかに入れなければならないのではないかと私は考えています。

それから、洋上風車の発電量算定についてですが、18 ページのあたりで、石狩湾新港の洋上風車 10 万 kW と言われているのですけれども、それはそのまま石狩市の数に入れてしまっていいのかというのが疑問です。よろしくお願ひします。

【松島会長】

ありがとうございます。風車の最後の件は、先ほど事務局の説明で修正した、多分 100MW のところではないでしょうか。

【石岡委員】

100MW は石狩湾沖での洋上風力発電事業の話です。私が言ったのは、統計の中に表れていないのではないかと思われる、19 ページの風力発電、紫色なのですが、それが石狩湾新港の部分を 10 万 kW で算定が果たしてできるものか、できないとしたら、この図はここに出していいのか、と思います。

【松島会長】

ありがとうございます。事務局のほういかがでしょうか。

【事務局 時崎課長】

私のほうからただいまの石岡委員のご質問にお答え申し上げます。まず、39 ページ、CO₂ 吸収源をどう算定しているのかというご質問でございます。森林の CO₂ 削減効果につきましては、国のマニュアル等の考え方に基づきまして、新規に植林を行った面積を CO₂ 削減量の算出を根拠としているところでございます。

続きまして、9 ページの生物多様性地域戦略を入れるべきというご意見ですが、計画策定時において、まだ、当該戦略は完成していない段階でございますので、次の改定の際に入れ込むことが検討されるべきものと考えております。

洋上風力発電を含めた再エネの削減目標ですが、こちらにつきましては、市内で稼働している再エネにつきまして掲載しているところです。すみません、説明員変わります。

【松島会長】

はい、お願ひします。

【事務局 寺尾主査】

寺尾です。洋上風車のこのページは将来予測となっておりまして、現段階で詳細な計画はまだ決まっておりませんので、あくまでもこちらで把握している計画として載せているも

のになります。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。

風力の算定についてはまだ稼働していないものも含めているというお話でした。石岡委員、よろしいですか。

【石岡委員】

もう1つよろしいですか。例えば、アカモズの繁殖地に太陽光発電が建てられている石狩市の現状です。これは本当に生物多様性と、それから地球温暖化対策推進の計画がぶつかり合うようなところだと思って、今大変な瀬戸際に来ているところの、地球温暖化対策推進と生物多様性の地域戦略を考える場だと私は思っているので、その重要性というのを皆さんも、しかと心に刻んでほしいと思っています。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。今のご指摘、温暖化対策が生態系に与える影響、生物多様性に与える影響については、この中でどういった位置づけになっているかというご質問だと思うのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。先ほど、自然生態系への配慮という言葉が加わったようなお話もありましたが。

【事務局 時崎課長】

はい。ただいまの石岡委員のご質問につきまして、私の方からお答え申し上げます。再生可能エネルギーにつきましては、人間の開発行為の一環ということになろうかと思いますので、周辺の環境に一定程度影響を与えるものであると。その一方で生物多様性の第4の危機、気候変動に対する危機の提言につながりうるものと考えております。アカモズなどの野性生物、希少種を含めました野生生物と再エネの関係につきましては、どちらかが優越し、どちらかが排除されるといった関係に立つものではなく、やはりその両方が両立されるいぢばん最適に近いあり方というのを目指すことが必要だと考えておりまして、そのために各種法令及び基準、ガイドライン等があると考えておりますことから、その法制度の枠組みの中で、本市としても役割を果たしていきたいと考えております。以上です。

【松島会長】

ありがとうございます。ちなみにこの計画の中で、そういった自然への配慮や生態系の配慮を記載した場所はどちらでしょうか。先程寺尾さんからお話があつたかと思うのですが。

【事務局 寺尾主査】

促進区域のページになりますて、これは 46 ページ、これは促進区域のエリアに限った表現にはなっておりますが、④のところ、環境保全のための取り組みとして、対象区域内外の生活環境や周辺の景観及び自然環境等に配慮するという表現は記載をしているところです。促進区域のエリアに限っての表現にはなっておりますが、このようにしております。以上です。

【松島会長】

ありがとうございます。

【事務局 寺尾主査】

あと 50 ページですね。これが気候変動への適応というところになりますが、適応策の 2 つ目として自然環境分野における適応策、②自然生態系に関する対策というところも 4 点ほど記載をしておりますので、参考いただければと思います。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。まさにそこに関わってくると。石岡委員いかがでしょうか。

少し私のほうから補足をさせていただきますと、すごく石岡委員のおっしゃりたいことはよく分かります。この温暖化対策と生態系、生物多様性保全というの、もう兄弟のような関係になっていまして、同時にスタートしているのですよね。それこそリオデジャネイロのアジェンダ 21 のころに、新しく地球温暖化対策と生物多様性保全、それぞれ 2 本柱で進めていこうと、これは持続可能な社会の形成につながるというところでスタートして、国としてこれが条約として、それぞれ発効して、温暖化対策も進める一方で、多様性保全も進めるということで、温暖化対策は推進法でやっていくし、多様性保全は基本法のほうで対応するというところで、それぞれ法律があって、それぞれお互いに目指しているところは同じ、持続可能な社会を目指すというところで、それぞれの中でお互いに参考し合いながらも、温暖化対策のほうはそちらに特化して、多様性保全はそちらに特化して、ただ多様性保全の中でも、その温暖化対策が必要だっていう文言、条項もありますし、温暖化対策のこちらのほうでも、この適用策 2 にあるように、環境分野も保全していかなければいけない、というところで、目指しているところは同じですが、実際具体的にやる事業や対策が違ってくると。

時々、おっしゃられているような風力発電や、再生可能エネルギーの導入にあたって、開発とその多様性の保全がバッティングしてしまうところが生じてしまうというところで、同じところを目指しているのですけれども、そこがうまくいっていない、トレードオフの関係になってしまいというところがいま課題になっていて、そこをどう解消していくかというのは、現状実際問題としてあるというところです。それに対して、私自身は明快な具体策を持っていないので、国レベルでも考えているところだと思うのですが。

ですので、目指しているところは同じですが、実際課題はあるというところで。ただし、

それに対して有効な対策というのは、例えば、風力発電はもう建てないとか、そういう対策というのはあるかもしれないのですが、それは一方で、温暖化対策の面からいくと少し後退してしまうことにもなるという、こちらを立てれば、こちらが立たずといったような関係もあるのではないかと認識しています。はい、玉田委員お願いします。

【玉田委員】

はい。とても難しいところだと思います。パブコメでは、この推進計画に対して、これを直すという前提で実施したということですね。いろいろ意見をいただいた中で、具体的な話が出てきているわけですけれども、この推進計画自体は具体的なことを書くというよりは理念のような、こういうふうに進めましょうよというところで、これに基づいて、次に石狩市がどういう事業に落とし込んでいくかという、そのままで理念のところを書いているのですが、パブリックコメントではもっと具体的なところが意見として挙がってきたというところだと、私は認識しています。

ただ、放っておいていい問題ではないと思いますから、もうかなり喫緊な問題だと思いませんから、その具体的な意見を、まだ理念もできてないのに、理念を作っている最中なのに、その問題をどう解決していくかということを飛び越してやってかなければいけない状況にあるのかなと。私はそういう理解なのですから、そういうことですよね。

【石岡委員】

はい。うまく言えないのですけれども。

【玉田委員】

先ほど、パブリックコメントで、アカモズの話が出てきました。説明が五月雨式に出てきてしまつたので、自分の中で、ちゃんと咀嚼できていないのですけれども、その辺のところ、詳しく説明いただけませんか。

【事務局 寺尾主査】

はい。アカモズのところでよろしいですね。アカモズに対してのご意見ですが、「石狩市がアカモズの絶滅しかねない状況を知りながら、絶滅させたとしたら、世界中に恥すべき姿を晒すことになりますか。地球温暖化対策推進のために、太陽光発電所建設に対して規制ができるよう、アカモズを守ろうとしている石狩市が条例を制定することを希望します」というのがご意見でございまして、こちら不採用といたしましたが、その内容としまして、「本改定は、地球温暖化対策推進計画にかかる内容の一部改定であり、石狩市の条例に関するものではありません」というような内容しております。以上です。

【玉田委員】

パブリックコメントとして、この計画に関しての要望、意見をくださいということで来たものが、それを飛び越して次の（アカモズ保全のための）条例のところまで話が行っているということなので、市としては対応できないのだろうなというのは理解できます。しかし、全くこれをなしにしちゃっていいのかなと。採用しないで、できませんと言ってしまうのも一つの手なのですが、何か一つアクションの仕方はあるのかなと思って聞きました。

ちょっとパブリックコメントの話から逸れてしまいますが、アカモズはご存じのとおり絶滅危惧 I B類で、今環境省のレッドリストの見直しをしているので、またこの次の改定が今予定だと7年度中、8年の3月ぐらいだと思いますけど、そのころに新しい第5次のレッドリストが改定されてオープンになると思います。その時に、ちょっとどうなっているかっていうのを、今ちょっとベラベラしゃべるわけにいかないんですけど、引き続きたぶんリストの中に入ってくることは間違いません。それから、種の保存法のほうでも希少野生動植物種に入っていますから、国の法律的に守っていかなければいけないという状況になっているのは、もう皆さんご存じの通りだと思います。

ただし、種の保存法では捕ってはいけないよということと、生き物（生きた個体）を譲渡してはいけないということは、かなり厳しく制限されているんですけど、アカモズを捕る人はまずいません。それは鳥獣法にも引っかかってくるし、捕る人いませんから、具体的な規制には何にもかかっていなくて、生息地を守るということに関しては、残念ながら保護区を作らなければいけないのですが、種の保存法に基づく保護区というのは、まず作ることは不可能だと。不可能と言ってしまっていいのか分かりませんが、作った例がほとんどないと思いますから、作れないというのは実情だと思います。

ただし、一つの方法として、石狩市が対応できる問題として、法律の中で決まっていることですから、国がそうやって保護の姿勢を示しているのですから、それに対してもう少し国として動いてくださいという要望はできると思います。具体的にどう要望するのかというのは、もう少し中身を検討しなければいけないと思いますが、例えば保護増殖計画を立てて、保護増殖事業、国として保護増殖計画を策定してくださいという具体的なこともあります。今、石岡委員がまさに危惧している、生息地に太陽光パネルや風力発電が建てられようとしている問題は、おそらく何らかの法の網をかけなければ。だめよということは、たぶんできませんが、今から法の網をかけるというのは、とても時間もかかるし。それから土地所有者との関係も全部クリアしていかなきやいけませんから、今すぐにできる問題じゃないです。

例えば、アカモズの生息地っていうのは、あんまりオープンにしないほうがいいと思うのですけど、風力発電のゾーニング計画のように、ここは守っていかなきやいけないところですよね。風力発電のほうはゾーニング計画ができているんですけど、太陽光パネルについては、そういう計画がまだできていないと思うので、石狩市として、太陽光パネルに対してどういうふうに、これから臨んでいくのだという姿勢を示していくというのは、一つの方法だと思います。これは今すぐできることではないと思いますけど、そういうことを検討するという一つの方法なのかなと思います。

だから、二つ言いました。一つは国のほうに要望すること。それから市の方としてできる対応策を考えていくこと。その二つが今できることかなと思います。

【松島会長】

はい、ありがとうございました。

事務局のほうはいかがでしょうか。今のご意見について。

【事務局 時崎課長】

はい。ただいまの意見、2点ございました。まず、アカモズという種の保全に関する取り組みで、自治体ができること、こちらにつきましてはこのあと説明の機会もあるのですが、自然保護課が主体となって、現在、保護保全に向けたプランを策定中と聞き及んでおりますことから、その中の取り組みの中で、今、ご提言のあった要望等も含めた動きができるかどうかということも検討がなされるものと思います。

現状、太陽光パネルにつきましては、国の事業計画策定ガイドラインに基づきまして、丁寧な地域への説明及びコミュニケーションの構築という観点から、工事の前に地域に説明をきちっとするようにということで、個別に市の方に相談があった事業者に対しては申ししております、その点でいうと太陽光のガイドラインは現時点ではないのですけれども、小型風力発電事業のガイドラインというのがございますので、この手続きに準じた形で、地域への説明等を丁寧に行うように要請をしているというところです。エリアのゾーニング等につきましては、現在のところ明確なものはないところでございます。以上です。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今のお話に関連してなんですけれども、このあと少し出てくるとは思いますが、生物多様性地域戦略のほうで、アカモズに関しては、アクションプランというのを別途作成中、検討中であります。そういった生態系への影響については、基本的には多様性保全のほうで対応していくということになっておりまして、そこがお互いをうまくもう少し参考し合えないのかなと思っている点で、先ほど事務局がパブリックコメントへの回答の中で、アクションプランのことについては触れておりませんよね。まだもちろんできていないもので、なかなか書くのは憚られたのかもしれないのですけれども、市として、やっぱりそういう今、取り組みをしているというのは、実際こう審議会やいろんな議事録で出てくることですので、秘密裏にやっているわけではないので、その辺はパブリックコメントなどでも、もう少し丁寧に説明していただけると、質問した方も何もしていないわけではないということは、ご理解いただけるのではないかと思います。そういう点で少しパブリックコメントへの回答についても、もう少し丁寧な回答をしていただけると良いのではないかと思っております。

あと、ついでに言わせていただきますと、こういった計画ができたときに、やっぱりこれを読んで、こう意見を言えっていうのは、なかなかこれをウェブサイトにアクセスしたりして、ダウンロードして読んだりって、かなり手間がかかるので、こういったパブリックコメントをやる前に、一度説明会のような場を設けても、市民向けに、多様性地域戦略もそうなのですけれども、いいのかなと思っています。これは意見です。

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

【芥川委員】

内容で確認なのですが、28ページのこれ（部門別削減目標）が、平成25年度に対する削減目標ということですよね。それで、その削減目標に向かって実施する方法というのが、43ページの（取り組み内容の）削減を行っていくという、そういう計画だということでおろしいですよね。

削減目標というのが、多分、これが一番市民の方々に、この先削減していくために、どうするのか、何を取り組んでいくのかというところだと思います。これができた後に、皆さんに、皆さんへの負担ではないですけれども、取り組みも進めていかなければならぬと思いますので、もうちょっと、資料を作るときは分かりやすく作っていかれるといいかなと思いました。目標がこうであって、実現するためにどうするのかっていうところが、遠いところに入っていますので、この先資料などを作るときは、そういうところを意識されるといいかなと思います。

それともう一つ、これは計画なので、このままでよいと思うのですけど、皆さんに見せるときには、グラフに西暦も併記されたほうがいいかなと思っていて。この先また世界の動向や日本のというのも、平成とか令和じゃない書き方や基準年もコロコロ変わるというのが最近の傾向でもございますので、そのあたりも踏まえて、皆様に例えばパンフレットとかで見せるときは、そういうところを意識されたらいいのではないかなと思います。以上です。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。はい、事務局お願いします。

【事務局 寺尾主査】

目標に対する取り組みとしては副会長がおっしゃるように、43ページの一覧になりますて、前回の審議会でも少し計画の内容が市民にとって分かりにくいというようなお話をありましたので、これから来年度は地域だったり団体だったり、出前講座もどんどんやつていこうという予定もありますので、その資料を作り込む中では、やはり分かりやすい、ぱっと見て理解していただけるような資料を作つて、市民に対しては説明機会をどんどん増やしていきたいなと考えております。以上です。

【松島会長】

はい、ありがとうございました。よく概要版みたいなものが作られると思うのですけれども、そういった中で、その目標を明確にしたものを入れていただけると、かなり分かりやすくなるのかなと思いました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。はい、長原委員お願いします。

【長原委員】

61 ページにあります推進体制で、今まで色々な形でこのような理念や計画というのは市として立案してきたと思いますけれども、現実問題として多岐に渡るという面もありますけれども、なかなかそれは総合的に調整された一つの市役所の総合的な事業として進めていくと、なかなか難しさと厳しさがあります、市役所も忙しいですから、そういう状況にありますが、今そんなこと言つていられないなど。ですから、これを強力に推進するためには、ここに書かれているような理念、各部局間の横断的な調整ですとか、その各部局間の情報交換、総合調整。結局、環境課が事務局になって、庁舎内に市役所全体として取り組もうというこの強力な情報発信がないと、言葉は皆さん理解しますが、実際の具体的な事業着手、仕事となるとなかなか大変な面もありますので、ぜひ、ここに書かれている文言どおり頑張っていただきたいなど。これはただの意見です。

【松島会長】

ありがとうございます。はい、事務局お願いします。

【事務局 松儀部長】

今まで環境課で取り扱っていたのですが、いろいろな部分で業務量なども多くなってきていますし、市民の方へのPRというか、分かりづらい部分もあったので、4月から組織を一部変えまして、ゼロカーボン推進課というのができますので、その中でまた先ほど申し上げた市民への説明と、分かりやすく、組織としても動いていきたいと思っております。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。行政としてももちろんのですが、こういった取り組み、やっぱり市民の方が自主的にやっていただく面というのも、かなり大きいと思うのですよね。多様性のほうでもやはりこう、今まで自然は大事だって何となく皆さん分かるのですけど、具体的にどうしたらいいかとか、何を我慢すればいいのかといったところが、今まであまりきちんと伝わっていなくて、結局どんどん多様性は低下していくという、そういう時代背景がありますし、今、国のほうでも社会変革ですね、人々はどれだけ自分たちの行動を変えられるかっていうところに力点を置いて、これからは政策は取り組んでいこうというところになっていますので、よりこう、市民への働きかけというのが大事になってきていると

思います。

多くの人にやはり理解していただきて、何でこんなことしなければいけないのか、具体的にどうすればいいのかというところは、働きかけていただきて分かりやすく伝えることで、行政だけでなく、市民の方からも自主的に取り組めるような、そういう環境にしていくことが大事ではないかなと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。はい、黄委員お願いします。

【黄委員】

はい、18 ページなのですけれども、再生可能エネルギーの導入状況ということで、計算がキロワットになったり、あとで CO₂ に換算したりするのですけれども、やっぱりこの石狩市内で、エネルギーがどのくらい使われていて、その中で、再生可能エネルギーがどのくらい導入されているかということ、ちょっと分かりやすい資料にならいいなと思いました。たぶんデータあるかなと思うのですけど。

(事務事業編) 17 ページの計算、この CO₂ で換算できたっていうことは、多分、キロワットなり、そういう電力として計算ができるはずじゃないかなと思うのですが、どうでしょうか。

【松島会長】

はい、事務局お願いします。

【事務局 時崎課長】

ただいまの石狩市内で使われている再エネのボリューム、量についてということですけれども、実はそれを計測するデータがないというのが現状でございます。それを計測しようとしたならば、今考えられる方法は、全ての事業者ないし、家庭に 1 個 1 個聞いて回るミクロの積み上げしか考えられないということで、現在のところは、どれほど市内でも市外でも稼働している再エネが、市内でどれだけ使われているかっていうところの数字を出す手法は今のところ見いだせていないというのが現状でございます。

【黄委員】

私の話は、現在石狩市内でのエネルギー使用量全体に対して、再生エネルギーの生産量はできれば市内で使用されるという量まであればいいのですが、そうではなく全体エネルギーに対して、再生エネルギーがどのくらいというのをデータがあれば示したほうが、これはどんどん上がっているのですが、これがどのくらいの量かというのが全然分からぬといふところですが、そういうデータがない、データとして整理されてないということなのです。

【松島会長】

はい、事務局お願いします。

【事務局 時崎課長】

おそらく黄委員のおっしゃった市内の再エネへの導入量、発電量につきましては、資料の18ページのグラフになろうかと。

市内の全ての電力の使用量でございますね、はい。資料12ページのほうからは、温室効果ガスの排出状況ということで、市の数字を国の統計データ等から推計して割り出しているのですけれども、電力使用量につきましてはおっしゃるとおり、ここには掲載していないところでございます。今後の改正作業の中で、そういうものを入れ込めるかどうかということです。次の改定、令和12年度に作業予定されているのですが、その時に入れ込めるかどうかっていうのを検討させていただきたいと思います。

【黄委員】

データがありますが、これで十分なのか、何パーセントなのか、それがいつもよく分からぬなという気がして質問しました。

あと、19ページですが、将来予測というのはだいたいいつ、これも少し難しいかもしないのですが、市としては将来予測というのは何年ということなのでしょうか。

【事務局 寺尾主査】

19ページの将来予測が、概ね何年度ぐらいっていうことですよね。今の時点では特に年度が決まっていない明示されていませんので、あくまでも時期未定としてここに載せていくという状況ですね。

風力の部分になりますが、一般海域の洋上風力発電の一応計画があるのですが、その計画年度が終了するのがいつぐらいというのは、特にまだ明記、明示されていないので、時期未定としてここに記載していると。我々で把握している計画をここに落とし込んでいるというぐらいで記載をしております。

【松島会長】

よろしいですか、例えばR12で218,562という数字があって、そこで今計画中の洋上が1,000MW入るとすると、それはいつできるか分からぬから、それを足した将来予測が、これぐらいになっていると。あとほかに何か入っているのですか、こちらには。R12年に加えて、何かが足されているからこの数字が出てきているのですよね。はい、お願いします。

【事務局 寺尾主査】

あとは、市で計画している、この辺、市役所など5施設のマイクログリッド事業、ソーラ

一パネルを設置して、自営線で繋ぐっていうマイクログリッド事業の太陽光発電の導入予定規模や、ポテンシャル調査というのを令和4年度と5年度、26か所の公共施設を対象に実施しておりまして、そこで出た最大限ソーラーパネルを設置したときの導入量をここに将来予測の中に記載しているという状況になります。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。まだ計画段階のものを最大限取り入れることができたら、こうなるのではないかということですが、黄委員いかがでしょうか。ちょっと誤解があるかもしれませんね。この将来予測については。

【黄委員】

一つ細かいところなのですが、13ページで、①の産業部門の2020年度の排出量が大きく増加した理由について説明されていて、その理由としては、鉄鋼業の製造品出荷額の増減と書いています。減ではなくて、増加ですかね。これは修正したほうがいいかなと思いました。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。13ページですね。

【芥川委員】

黄委員の話は結局、単位がCO₂だったり、キロワットだったり、メガワットだったりするところを比較すると、ちょっと意味が分からなくなりやすいということなのですね。なので、石狩市内の事業者の皆さんに、どれだけ再エネを使っているかというのは、とても難しいかと思います。こういうのは全部売電になっていると思いますので、公表のキロワットになると思います。それをCO₂に換算するか、キロワットに換算するかというところをやって、イメージ的に市内で作っている再エネの電力はこれぐらいですよ、皆さんを使っているわけじゃないけれども、っていうのが分かると、市の取り組みとかが分かりやすいのではないかでしょうか、というのが黄委員の意見だと思いますので、その単位のところはなかなか難しくて、ただ簡単に係数を掛けるとこんな感じですよ、くらいでいいかと思いますので、そういう資料があると分かりやすいのではないかということだと思います。

【松島委員】

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【事務局 時崎課長】

今のご指摘の部分を含めまして、まちの現状、それから将来取り組むべき方向とその程度、

そういうものをより見えやすくしたほうが良いというご意見かと存じます。

今後、次回改定のタイミングなどをとらえて、そういう分かりやすい表現、より分かりやすい表現の工夫をし続けていきたいと思います。ありがとうございます。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。もう一つの13ページの、産業部門の中段、先ほど黄委員がご指摘された「増減が要因」のところですが。

【事務局 時崎課長】

これはご指摘の通り「増加」が正しいと思います。誤植だと思いますので、修正させていただきます。ありがとうございます。

【松島会長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。内容につきまして、大丈夫ですか。

はい、そうしましたら、いただいた多くのご意見は、おそらく今回のこの計画そのものに反映させるのはちょっと難しいかなと思いますので、次回の改定あるいは単位を揃えるというお話なんかも、ひょっとしたら概要を作られるときに、少しそういった換算を簡単にしたものだとうなりますよ、などとお示しいただくと良いのかなと思いました。あと先ほどの13ページの誤植の部分に関しては、合わせて修正お願ひしたいと思います。

ひとまず、こちらでこの推進計画に関しては、問題ないということでおろしいでしょうか。

そうしましたら、誤植の部分は別途修正いただくという形で、ひとまずこの計画については答申をさせていただきます。

(答申を読み上げ、松儀部長へ手交)

【事務局 松儀部長】

ありがとうございました。

【松島会長】

ありがとうございました。

それでは議題2についてはこちらで終了させていただきます。ここで5分間休憩をはさみたいと思います。5分後、(11時)17分からの再開ということで、よろしくお願ひいたします。

(休憩)

【松島会長】

それでは時間になりましたので、再開したいと思います。

続いて、議題3、継続審議となります、「石狩市生物多様性地域戦略（仮）について」担当から説明をお願いします。

【説明員 板谷課長】

それでは、石狩市生物多様性地域戦略について私からご説明いたします。

地域戦略の策定につきましては、当初3月を目標に、本委員会に諮問していたところですが、11月にパブリックコメントを行ったところ、資料にありますように、7人の方から85件と多くのご意見をいただいたこともあり、現在、修正作業等に時間を要しているところであります。

よって、本日お配りした資料は、1月末時点の修正版であり、当初3月と考えておりました地域戦略の完成時期は、予定より少し遅れ、6月ころになると考えておりますのでご了承願います。

このパブリックコメントの結果を踏まえて、2月8日、3月13日には有識者意見交換会の委員の方にヒアリングを行いました。その中では、石狩市の生物多様性の要は多様な景観があることでは、といったご意見などをいただきましたので、それらも踏まえてさらに内容を精査しているところです。

また、市民に対し、生物多様性に関する普及啓発及び意見を伺う場として、2月4日に石狩市民図書館にて、かけはし座談会を開催し、アカモズに関する講演や地域の他の生き物について総合討論を行いました。

なお、前回の委員会で玉田委員よりご質問がありました、本市の自然に関する面積を分かる範囲でまとめた資料を本日追加配布させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

【松島会長】

ありがとうございました。それでは、ご質問やご意見などありましたらお願いします。

【石岡委員】

生きものかけはしプラン有識者意見交換会の議事録を読みましたら、暑寒別天壳焼尻国定公園を国立公園化したらしいのではないかとか、石狩浜を国定公園化したらしいのではないかとか、そういうものも含まれていたので、そういう話だったら、市民ももっと乗ってくる話だと、私は思っているので、そういうことを出してほしいなと思っています。

そして、先ほども言いましたが、アカモズの繁殖地ですから、石狩は生息地というよりも繁殖地なので、生物多様性を考えた場合に、本当に重要なところであるということを、もっともっと取り込んでほしいと思っています。

その有識者意見交換会には、やはり生物多様性、国家戦略と同じように、石狩にも再生可能エネルギーの導入に際して、生物多様性に十分配慮して保全に努めるということを明記すべきだという言葉もありましたので、私はぜひそれも入れてもらいたいと思っています。

【松島会長】

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【説明員 板谷課長】

十分、ご意見として承りました。

【松島会長】

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

玉田委員お願いします。

【玉田委員】

保護区の面積、ありがとうございました。ずっと見た感じで、石狩市の面積が市全体で 722 平方キロメートル、ヘクタールにすると 72,000 位ですから、保安林を入れれば十分クリア、30by30（サーティ・バイ・サーティ）の数字をクリアしている。保安林が入らないとちょっと厳しいのかな、と思ったのですけど、数字が出たことで、これで国の動きを見ながら、保安林がどうなるかっていうところをちゃんと見ていけば、目標が定まると思います。それで、保安林を入れないって言うのだったら、30by30 にはまだ全然足りていないところがありますから、もうちょっと何とかしなきゃいけないし、それに向かって国に何とかしましょう、という提案をしてかなければいけないと思います。これでまた次の作戦が練れると思います。ありがとうございました。

【松島会長】

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

こちらも先ほどの温対法計画の改正と同じように、市民向けに 2 月に一度、座談会をやられたということですけれども、やっぱりこういった計画をより市民に分かりやすく伝えるための、市民向けのイベントのようなものを開催いただけだと良いかなと思っております。

そうしましたら、また引き続き、もし何かご意見等ありましたら、こちら継続審議となっておりますので、ご意見を寄せていただければと思います。ありがとうございます。議題 3 に関しては、以上で終了したいと思います。

続きまして、議題 4、報告案件となります「石狩市環境白書 2023」について、担当からご説明をお願いします。

【事務局 角井主任】

それでは、環境白書について、私から説明させていただきます。資料4をご覧ください。

環境白書は、石狩市環境基本条例第7条に基づき、毎年、環境の保全及び創造に関して講じた施策、環境の状況、環境への負荷の状況などを明らかにするものとして作成・公表するものとなります。このたび、令和5年度版の案について作成しましたので、報告させていただきます。なお、環境白書の大枠を説明させていただき、細かい数値等はご一読いただけますと幸いです。

はじめに、3ページから5ページをご覧ください。第1章は近年に代表される特集として、世界や国、石狩市における環境分野のトピックスを掲載しています。次に、6ページから10ページでは、第2章として、石狩市環境基本計画の目的や位置づけ、計画の全体像や目指す姿のほか、10ページには当環境審議会の令和4年度開催状況などについて記載しています。

次に、11ページをご覧ください。第3章では、施策及び環境の状況として、環境基本計画で定めた5つの分野について、目指す姿とSDGsとのかかわり、分野別評価指標の現状と目標などについて記載したのちに、個別の項目について記載しています。

まず第1節として、11ページから29ページにおいて、大気環境や水質、騒音、化学物質や地下水、公園・緑化などについて、環境基準や調査結果等を記載しております。

次に第2節として、30ページから39ページにおいて、「生物多様性」分野を記載しています。各種生物多様性の保全にむけた活動や自然環境に関する普及啓発の状況などについて掲載しているほか、ヒグマの出没件数や出没状況の公開について記載しています。

続いて、第3節として、40ページから45ページの「資源循環」分野において、石狩一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の内容に基づき、新計画の施策体系や各種指標について記載しています。

第4節として、46ページから64ページの「脱炭素」分野では、「石狩市地球温暖化対策推進計画」の区域施策編及び事務事業編にて定めた各種指標や計画の位置づけについて記載し、あわせてこれまでと同様に市域及び市の事務事業から排出された温室効果ガスの排出量について記載しています。なお、内容につきましては、先ほど答申いただきました内容に反映しておりますので、新しい数値となっております。

最後に65ページから67ページにおいて、第5節として、教育・パートナーシップについて記載しています。この分野は、すべての分野と関連すると位置付けており、環境教育の実施状況や、様々な団体などとの連携による取り組みなどについて記載しています。

次に68ページをご覧ください。第4章では、その他の主な取り組みとして、厚田区小谷の風車の売電益やいしかりJ-VERの販売収入を原資とした「石狩市環境まちづくり基金」による事業の実施状況を記載しています。

そのほか、71ページ以降は第5章として参考資料を掲載しております。

参考資料は、石狩市環境基本条例、環境保全に係る各種基準、環境関連の主な施設に紹介と、新たに環境に関する問い合わせ先の課や電話番号を記載しております。私からは以上で

す。

【松島会長】

ありがとうございました。報告事項ですけれども、皆さんご意見ございましたら、いただければと思います。はい、お願ひします。

【黄委員】

22 ページですけども、六価クロムの環境基準値のところが、まだ 0.05 になっています。これは 0.02 に修正が必要ではないかと思います。76 ページでは正しく記載されているので。令和4年度から変わっているのですよね。

【松島会長】

22 ページの表3-2の水質、六価クロムが 0.05 以下と環境基準が記載されているものが、令和4年度の段階で、これも 0.02 になっているのではないかと。

はい、事務局お願ひします。

【事務局 時崎課長】

22 ページの表3-2、令和4年度有害物質等調査結果の六価クロムの数値が 0.05 以下と記載がありますが、今確認いたしましたら、令和4年4月1日から 0.02 以下というふうに基準が変わっているというご指摘のとおりで、こちらのほうが誤りとなってございますので、修正させていただきたいと思います。

【松島会長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、石岡委員お願ひします。

【石岡委員】

31 ページの図ですが、自然公園法のところで、暑寒別天壳焼尻国定公園となっていて、その横がブランクになっているのですが、これはその下に書いてある暑寒別岳だとか、これは石狩市域ではないので、まず、その下の北海道自然環境保全指針の「すぐれた自然地域」に暑寒別岳・雨竜沼って書いてあって、⑩-2 っていう番号が振ってあります。でも、場所が石狩市域ですから、場所がまず間違っているというのと、上の自然公園法であれば、雄冬海岸と濃屋、送毛、安瀬というのが石狩市で該当する地区なので、それはちょっと訂正してもらいたいと思います。

また、海岸法で嶺泊のあたりも海岸保全区域になっているかと思うので、私が間違っているかもしれません、もう一度ご確認ください。

前にも言ったかと思いますが、石狩浜まで行く途中で砂利が運ばれていました。砂利が景観を本当に壊してしまっている、自然の草原だったところが砂利の置き場になっていて、その砂利が話によると新幹線のトンネルの残土です。札幌あたりのものがこちらに運ばれてきて、その中に要対策土も含まれていたという話を聞いて、私はやはりそのことについてきちんとしておかなければならぬと思っています。だから、何らかの形で記録してもいいのではないかと思っていますが、どうでしょうか。

【松島会長】

ありがとうございます。ちなみにその砂利はどこの辺りで見かけられましたか。

【石岡委員】

私は石狩浜に行く途中の、防災ひろばの辺りからずっと行ったところで、例えば石狩中学校のあたりだとか、その先の辺りだとか、かなり砂利が積んであります。

【松島会長】

盛られていると。分かりました。事務局いかがでしょうか、今のは自然保護区の話で、自然公園の方に基づく区域、こちらが部分的に違うところもあるのではないかということと、国定公園区域は明記しておいたほうがいいではないかというご指摘だと思うのですが。

【事務局 板谷課長】

はい、そこは修正いたします。

【松島会長】

ありがとうございます。砂利の件については、事務局のほうからご意見はございますか。はい、お願いします。

【事務局 時崎課長】

ただいまのご意見、本町地区における砂利の盛土といいますか、山についてでございます。民間事業者によります工事用残土の受け入れをしているものと承知しております。新幹線トンネル残土のうち、無対策土、いわゆる事前の調査等により土壤汚染対策法上の基準値以下のものにつきましても含まれているというようなことを過去に伺ったこともありますが、現在どうなっているか、我々としても把握しておりません。

当該盛土につきましては、法規制などが存在しませんので、自社敷地ということもありますし、土ないし砂利が盛られているということについて、取り締まるといったことはないのですが、当該エリアにつきましては、わりと風が強いことから、砂埃が近隣の施設、住宅に

飛んでいくというような場合がたまにあるようとして、その場合につきましては、市の方に情報が寄せられましたら、事業者の方に改善要請をしているところでございます。以上です。

【松島会長】

ありがとうございます。

法令的になかなか取り締まるという、規制することができるものではないというお話です。

【事務局 時崎課長】

環境白書に記載というご意見でしたが、とりあえず書く筋がちょっと見出せないというふうに今考えております。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。

そうですね。白書に書くとしたら、どこをどういう書き方がいいのかというのではなく難しいなど。例えば、粉じん害が起こっているという話であれば、ひょっとしたら書けるかもしれないですけれども、そこまで行っていないのであれば、なかなか明記するのが難しいかもしれないですね。石岡委員、いかがでしょうか。

【石岡委員】

景観がとっても壊されているのと、そうすると以前は草原になっていて、ネジバナが咲いているだとか、クゲヌマランが咲いているだとか、見つけながら歩いて楽しんでいたようなところなのです。そういうところで、やはりこう景観を台無しにするような感じで、そうすると、やはり私は、石狩浜の環境全体にも影響するのではないかと思って心配しています。

無対策土というか、どのような表現なのか、要対策土って、私はそのとき聞いたのですが、それも含まれるということは、私は新幹線が建設されるというときに、石狩はその恩恵はまず受けられないようなところで、そういうところに運んでくるのかなと私は思って、これはひどい話だなと思って聞いておりましたので、どこかに何か残しておいたらいいのかなと私は思った次第です。

【松島会長】

ありがとうございます。法令に基づいて実施されているものですので、それに対して行政からそれが問題だというのはなかなか難しいかもしれないですし、多くの市民の方がそういった声を上げられるというのがひょっとしたら必要なのかもしれないです。

事務局のほうから今のお話についてご意見などありますでしょうか。

【事務局 時崎課長】

要対策土という、今石岡委員のご意見がございました。ニュース報道等で、要対策土につきましては、小樽市の方に処分場があつて搬入されるというような報道に接したことがございます。それ以外の、かつて無対策土ということで伺っていたもの、および工事用残土につきましては、法令上単なるモノでございまして、いわゆる廃棄物とは異なり、有価物として取り扱われているものでございますので、これを何らかの法規制によって取り締まるということが、先ほど申したように、そういった入り口はないところでございますので、それ自体が問題であるというような認識はしていないところでございます。以上です。

【松島会長】

ありがとうございます。はい、お願ひします。

【事務局 松儀部長】

先ほど課長からもありましたけれども、粉じんの部分につきましては、苦情をいただいておりますので、粉じんの抑制、プラス事業者が運び入れる搬入のトラックの速度、それも苦情をいただいておりますので、その2点につきましては、環境部局として事業者へ遵守してもらうよう申し入れているところであります。

【松島会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、玉田委員お願ひします。

【玉田委員】

70ページの下のほうに、「アカモズの郷-いしかり希少種保全事業-」の説明が少しあって、右のほうのアカモズのポスターはいいのですが、下の白黒写真はアライグマですかね。このアカモズの説明のところにアライグマが全く出て来なくて、写真だけぱっと出てくるのがとても違和感があるのですが、どうでしょうか。

【松島会長】

はい、お願ひします。

【説明員 高橋主任】

ご質問ありがとうございます。アライグマの説明が無かったのですが、この「アカモズの郷-いしかり希少種保全事業-」の中で環境調査をしたところ、アカモズが生息している場所でアライグマの生息も確認したことから、調査写真としてこちらに掲載しております。そういった旨が分かるような書き方をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【玉田委員】

分かりました。アライグマの写真を入れるのだったら、少しこメントがほしいし、アカモズの事業をやっているのだよということだけであるならば、わざわざこの脅威の話より、白書ですから、入れるか入れないか、ちょっと検討してください。

【松島会長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

私から、3ページから5ページにかけての令和5年度特集というところで、私は毎年混乱してしまうのですが、ここで対象になる時期というのはどこからどこまでを差しているのでしょうか。この白書自体は令和4年度の報告になっていますよね。そこでこの令和5年度特集が、いわゆる令和5年の4月1日から本日、この月末までを指すのか、それとも白書と同じ令和4年を指しているのか。

というのは、中身を見ていますと、令和5年の話と令和4年の話が両方ここの中に出でているので、こここの整理をつけていただけると助かるのですが、いかがでしょう。お願ひします。

【事務局 角井主任】

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず昨年度の報告の段階では、ページで行くと2ページに【本書の構成について】という項目がありまして、その01番に、去年の白書の段階では、その年度の情報を掲載するという形で、令和4年度に代表されるトピックスという書かれ方をしていたのですけれども、今年「近年に」と修正させていただいているのですが、ちょっと1年間以外にも大きなものが出てくる場合もありましたので、ここは直近までで、前回の報告書で報告できなかったものも含めて、大きい情報があったらどちらかというところに縛られずに、幅広く情報を提供できればなという形を掲載しておりますので、期間といいますと、直近であったトピックスというような形のイメージで、少しゆるくというか、幅広く見られるようなものにしたいと考えております。以上です。

【松島会長】

ありがとうございます。少し、その定義が変わったというところですね。

ちなみに、生物多様性国家戦略の策定は、昨年ちょっと書いたから、今年はもう入れないってことなのですか。生物多様性国家戦略の策定は令和5年の3月でした。

【事務局 角井主任】

漏れておりますので、掲載させていただきます。

【松島会長】

昨年に少しその辺は触れていたかとは思うのですけども、それで切り分けられたのかなとも思ったのですが、ご検討いただければいいと思います。あと、すごく細かい所ですけれども、各節のそれぞれ関連する基本計画と SDGs っていうアイコンが入っているのは分かりやすくていいいなと思いました。65 ページですね、パートナーシップのところですが、17 番が抜けているのではないかなど。SDGs でパートナーシップを掲げているのは 17 番のゴールだと思うので。ここを入れていただけるといいのではないかと思います。

【事務局 角井主任】

はい、検討させていただきます。

【松島会長】

ほかによろしいでしょうか。はい、石岡委員お願いします。

【石岡委員】

57 ページのところで、市役所の太陽光発電が今故障しているということが載っているのですが、先日、私市役所に行きましたら、4 階か 5 階の階段のところに雑巾や新聞紙がたくさん置いてありますて、まるで、すぐ漏りか雨漏りか、そういう感じのように見えたので、やっぱり長年使っている建物の上に太陽光パネルを乗せるだとか、それからほかの施設を乗せるっていうのは大変、こういう災害を生んだりするので気を付けていただきたいと思っています。

【松島会長】

何か事務局のほうからコメントありますか。

【事務局 時崎課長】

公共施設への再エネ導入にまつわってのご意見かと存じます。貴重なご意見ということで、今後の検討の中で参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【松島会長】

ありがとうございました。はい、黄委員お願いします。

【黄委員】

40 ページと 44 ページの廃棄物分野に関するところですが、44 ページの表の 3-30 を見ると、ごみ排出量がどちらかと言うと、少しずつ増加していっているかなということです。資源化量はそれに対して減っていくということで、平成 29 年度から比較してみると、R4 年度は 22.3% から 18.1% まで減っていく中で、40 ページを見てみると R12 年度の目標が 22.5%、

ごみの排出量も減らしていくという内容になっているのですが、現状見ると、それと逆のトレンドに見られるという感じです。

石狩市としてはどういう対策を考えているのかということで、リサイクル量など、どんどん減っていくのですが、どういう対策を考えられているかということをお聞かせいただきたいです。

【松島会長】

はい、事務局お願いします。

【説明員 鍋谷課長】

ただいまのご質問に私の方からお答え申し上げます。家庭系ごみの排出量につきましては、前年比で見ますと今年度若干減っている、長いスパンで見ると、私どもは一般廃棄物処理基本計画に基づいて、やはり減らしていくこうという考えでいます。リサイクル率については、だいたい今まで横ばいで来ていたのですが、令和4年度につきましては若干、0.3ポイント程度上がっています。令和5年度に新たに家庭系ごみのリサイクルルートとして、新たにリネットジャパンというところと提携を結んで、家電リサイクルとパソコンリサイクル、そちらのルートを増やしたり、ペットボトルを今まで容り協に全量買い取っていただいていたのを、新たに民間の事業者と組んで、ペットボトルを回収した後に、「ボトル to ボトル」という形で、ペットボトルをそのまままたペットボトルに循環させるようなシステムで、今年度契約して来年度からそちらに持っていくような形の新たな取り組みを進めています。

あと、ごみの分別辞典も今年度新たに配布しまして、その中でやはり4Rの推進、ここでその中でも特にごみを出さない、減量化を中心に、市民啓発も進めながらごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

【松島会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

水質等のように、グラフで表していただくと分かりやすいかなと。確かに表は細かい数値の変化を見るのにはすごくいいのですけれども、傾向の変化を見るときには、こうグラフで表していただくと、例えば、概要編みたいなもので、そういう工夫をしていただくとか、あるいは冒頭少しそういったグラフで、ここ10年はこんな傾向を示しています这样一个ことを示していただくと分かりやすくなるのかなと思いました。

【説明員 鍋谷課長】

検討させていただきます。一般廃棄物処理基本計画では、そのような表記、10年間の長期計画で記載させていただいているのですけど、白書については、最新の情報を主眼にやつてきていますので、今のご意見も、参考にさせていただきたいと思います。

【松島会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい。そうしましたら、議題の4番、白書についてはこちらで終了したいと思います。

続きまして、その他の議案になります。その他としましては、事前に石岡委員の方からゾーニング計画のことについて少し発議いただいておりますので、石岡委員に簡単にご説明いただいてもよろしいでしょうか。

【石岡委員】

去年の12月に松島会長宛てのメールを添えて、環境審議会の事務局長にメールを宛てていただいたのですが、内容を読みますね。

「再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向けて、石狩市長は北海道石狩市沖の区域について、北海道を通して国へ情報提供をしました。しかし、これは石狩市環境基本条例第11条2項に沿っていない情報提供だと思います。この条項には、施策の変更をするときも市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならぬと明記されています。石狩市が定めた風力発電ゾーニング計画（平成31年3月）において、環境保全エリアとされていたところが洋上風力発電の適地として扱われたことは、ゾーニング計画の変更にあたると思います。計画の変更にあたっては、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならぬのですが、石狩市長の手上げ発表から、北海道への情報提供まで、石狩市環境審議会の審議項目として扱われることはなく、また風力発電ゾーニング計画の内容について、正式に審議されることなく、今に至っています。以上のことから、石狩市風力発電ゾーニング計画の変更について、石狩市環境審議会を開催し、正式に議案の審議をすることを希望いたします。ご検討よろしくお願ひします。」ということで、事務局にメールしたのですが、それは松島会長にまで届いていなかつたらしく、それでそのあといろいろなことがありまして、今年の2月28日付で改めて松島会長にこのことをお願いしました。

【松島会長】

ありがとうございます。少し話を整理させていただきますと、前回の環境審議会の中で、石岡委員の方から同様のご指摘がありまして、松儀部長の方から、環境審議会は条例に定められているものですが、環境審議会は市長の諮問機関というところで、基本的には市から付託されている議題について議論をする場ということがあります。ただし、規則の中で、委員の方から、審議会で審議すべき案件だというご提案があった場合は、皆様の同意を得て審議事項として扱うことができるというところから、石岡委員は今回洋上風力の情報提供を求められた案件に関して、市として情報を提供するのは、その以前に定めている風力発電のゾーニング計画、これは石狩市が作っておりまして、そこで適地とか、環境保全エリア、ここ

は建てるべきではない区域、あるいは調整エリアという少し調整が必要になる区域を定めたものがあります。それについて、あとで事務局の方からご説明もありますけれども、環境審議会のほうで、もし変更する場合は審議することとされているというところから、この情報提供というのが本来であれば、今回、環境保全エリアになっているところなので、そういった手順を踏まなければならないのではないかというご発議でした。

それでは事務局のほうから、まずこの案件に関して説明いただければと思います。

【事務局 時崎課長】

私からただいまの石岡委員のご意見の中にありました。風力発電ゾーニング計画、こちらの概要といいますか、趣旨などについて、かいつまんで、ご説明申し上げます。

本日審議会開催にあたりまして、風力発電ゾーニング計画書、皆様委員ご就任時に配布させていただいたものを、お持ちいただくようお願いしておりましたが、お手元にない方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですね。それでは計画書のまず1ページをご覧ください。総論として、ゾーニング計画の目的と背景ということで記載してございます。上から12行目、段落としては4つ目ですが、ゾーニング計画の目的を記載してございます。

このゾーニング計画につきましては、出力1,000kW以上の風車を対象としたとして、風力発電事業のゾーニングに有効な各種環境配慮情報の収集・整理と総合的な評価を行い、環境保全を優先すべきエリアと風力発電の導入が可能なエリアを段階的に設定するとともに、今後の市域等における風力発電事業の適地誘導を図り、うんぬんというふうに書いてございます。つまり、風力発電事業の適地誘導というのを目的としているということでございます。なお、その下の段落におきまして、2点留意事項を示してございます。1点目につきましては、本計画書記載の情報につきましては、調査・収集時点のものでございまして、今後変更が生じる可能性があること、2点目につきましては、下のほうにあるのですけれども、本計画書は実際の風力発電事業の事業性を評価・担保するものではないということでございます。

続きまして、1枚めくって3ページ目をご覧ください。本計画の位置づけを記載してございます。本文2行目にございますが、本計画は環境保全と風力発電の導入促進の両立という観点におきまして、中略し、事業者が事業企画立案段階前に適正な立地及び規模等を検討するための情報や環境アセスメントの円滑化に資する情報提供を目的とするとございます。本ページ下部の図2におきまして、本計画の位置づけが図示されてございます。全体の左上に青く書いてあるのがゾーニング計画でございます。まず、風力発電事業者に対して事業企画立案段階において矢印がついておりますが、環境配慮情報の提供、これがまず一つの目的、加えまして、その下の方、環境アセスメントの実施の各段階において、環境の保全の見地からの市長意見、これの参考情報、こういった役割が期待されているものでございます。

続きまして、計画書7ページ目をお開きください。ゾーニングエリアの区分とその基本的な考え方について示してございます。まず重ね合わせる環境情報を環境保全エリア、調整エリアA・B・C、この表1において赤くなっているのが環境保全、黄色くなっているのが調整、ということでございます。そのほかに導入可能というエリアも区分してございます。

この情報一つ一つをレイヤーといたしまして、それを重ね合わせていくことによってマップを作っていくというのが、ゾーニング計画の骨子となってございます。

ちょっと飛ばして計画書の12ページまでお進みください。ここに重ね合わせる環境情報と、そのエリアの区分を一覧表形式で14ページまで示しております。環境情報は全部で64種類ありますと、この表において一番左に大きく区分が分けられておりまして、自然条件、法令等の規制、土地及び海域利用等、インフラ等、ページをめくっていただいて、既存資料動植物・生態系・景観等、及び現地調査、こういった区分に分かれてございます。この情報ごとに、環境保全エリア、調整エリア、ないし事業性エリアという、細かい区分が分けられております。

そして、16ページからはずっと各エリアの考え方ですとか、位置づけになってございまして、最終的に様々な環境情報を重ね合わせた結果につきましては、45ページとなります。

先程説明させていただきました環境情報レイヤーとしまして、全て重ね合わせて結果をマップ化した、こちらがゾーニングマップとなってございます。

また、前のページ、44ページに数点留意事項を示してございます。この中でまず4ポツ目をご覧いただきたいのですが、こちらのゾーニング計画等は、主として既存情報を基に検討、作成したものであり、石狩市におけるすべての情報は網羅されておらず、特に、石狩湾（海域）、厚田区、浜益区に関する自然環境情報は僅かであるため、動植物や海域環境に関する評価は十分ではないと考えられることから、環境影響評価等の実施による十分な現況把握が必要であるというふうにございます。

また、その次の5ポツ目もご覧いただきたいのですけれども、ゾーニング計画等の利用に際しましては、関係法令や公表データ等に基づく情報が更新されている場合があるため、事業計画では最新の情報の確認が必要である、というふうに留意事項であらかじめ示してございます。

最後ですが、計画書49ページをご覧ください。真ん中から下、3の3ゾーニング計画等策定後の見直しとございます。こちらにつきましては、自然条件や社会条件など、基礎的情報については可能な限り定期的な更新を図る、ということをまず示してございまして、基礎的条件の定期更新によって、評価内容に大幅な変更が見込まれる場合にあっては、市環境審議会への意見照会等の手続きを通じた見直しを検討する、ということとしてございます。

本計画書の概要については、以上となります。これを踏まえまして、今回の石岡委員のご提案をどのように審議会の皆さんとしてお考えになるかというご意見をいただければと思っておりますけれども、一義的に事務局といたしましては、前回審議会におきまして、松儀がお答え申し上げた形が基本となってございます。私からは以上でございます。

【松島会長】

ありがとうございます。少し整理させていただきますと、このゾーニング計画は条例に基づくものではないというところで、残念ながら規制力がないというところが大きな課題になっています。これは市としてあくまでも適地であると考えられる場所、その時のデータに基づいてですね、ここは調整が必要な場所、あるいはここは建てないほうが良いと、環境保全に努めるような場所と、エリアをあらかじめ事業者に提示することで、なるべく適地に誘導する、あるいは計画の段階から保全エリアになっているところは外してもらえるようにというところで、市としてこのような検討材料としてあらかじめ提示するというのがそもそもの目的であったかと思います。

これに対して、今回課題となっているのは洋上です。洋上に関しては、実は石狩市域ではないという大きな壁がありますが、そこでもゾーニングの中では市の延長としてゾーニングを行って、当該海域、今回洋上風力の促進区域に指定しようとしているエリアですが、その一部を環境保全エリアというところでゾーニングでは定めております。

これは漁業者の漁業権が設定されている場所、つまり漁業者の土地のようなものですが、そこが含まれているというところから、環境保全エリアと指定しているということですが、今回、そこの情報提供を行うことが、環境保全エリアにしているのに、情報提供を行う行為自体が本来環境審議会でも話し合うべきではないかというのが、石岡委員のご指摘であります。これについてまず議題として話し合っていくか、残念ながら本日もう12時を過ぎていますので、話し合っていく時間はないかもしれません、まずこれについて、今後の審議会の中で議論すべきかどうか、ここだけは今日ちょっと皆様のご意見を伺って決めておきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。はい、玉田委員お願いします。

【玉田委員】

玉田です。法的拘束力がないというのは、私は道の環境影響評価審議会もやっていたので、これ（ゾーニング計画）をよく見ていたのですが、アセスの各手続きの中で石狩市長の意見を出す場がありますよね。それはたぶんこれに基づいて書いているものだというふうに認識しながら見ていましたが、残念ながら、今見ている限りでは、石狩市長の（情報提供の）意見は、ここの環境審議会の審議を経ずに出でていってしまっている。審議事項ではないということですね。

【事務局 時崎課長】

一般海域における洋上風力発電事業における配慮書段階の市長意見に関しましては、かつて審議会の審議事項として、委員の皆様に諮っていたところですが、令和2年度に委員の皆様の総意として、配慮書段階においては審議事項とはしないという意思決定がなされた

ことを受けまして、その後におきましては配慮書段階につきましては審議会で諮らない運用とさせていただいております。

【玉田委員】

今まで陸上のものも、市長の意見は別に審議会の審議事項ではないということで、アセスの手続きの方がどんどん進んでいくから、審議会をいちいち開いている時間がないでしょうけど、それぞれの石狩市長の意見は、この審議会で揉む案件ではないという理解でいいのですか。

【事務局 時崎課長】

配慮書段階で審議事項としないというのは、一般海域における洋上風力発電事業のみに、ということで、それ以外の陸上の法アセス案件につきましては、配慮書段階から審議事項として運用をしております。

【玉田委員】

はい。そこの確認ができました。ちょっと考えます。ありがとうございました。

【松島会長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。石岡委員、何か追加でご指摘したいことなどありますか。

【石岡委員】

私は、議題提案のための資料を出しているのですが、その最後のところに、住友商事によって提出された「(仮称) 北海道石狩市洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に係る北海道知事意見」では、石狩市のゾーニング計画を踏まえ、同市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること、と述べて、同配慮書に対する石狩市長意見ではゾーニングについて何も言及していないのです。ゾーニングという言葉は使わないので、中身を見ればゾーニングに関わることを述べています。結果として、石狩市自体が少し矛盾しているというか、石狩市が混迷の中にあるのではないかと私は思っているので、審議会の皆さんのお知りを集めて審議をお願いしたいです。よろしくお願いします。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。情報提供に関しては、審議会の方で報告事項として挙がっていましたね、当時は。

【石岡委員】

当日、資料も配られました。でも、具体的に討議をするという場面ではなかったと思っています。

【松島会長】

意見は求められましたが、特に情報提供することについては委員から特段反対するような意見というのではなかったという認識であります。

【石岡委員】

報告事項ということで、情報を提供してしまってからの、本当に全くの報告だったのです。それでいいのかということもあります。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。事務局のほうから、何かありましたらお願ひします。

【事務局 時崎課長】

先ほどの松島会長のご意見の補足のような形になりますが、令和3年3月26日に開催されました令和2年度第6回の環境審議会におきまして、冒頭ですね、事務局のほうから報告事項といたしまして、石狩湾沖の洋上風力発電事業につきましては、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向けて進めていくという、先の市議会の一般質問の中での市長答弁の報告とともに、今後、具体的な動きを市として行う場合におきましては、その状況について随時報告させていただきたいということは報告しております。

それを見て受けてということになろうかと思うのですが、先ほど会長もおっしゃられた令和4年度第1回環境審議会、11月11日開催の審議会におきまして、担当部局より説明があったというような経緯と認識しております。以上です。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。情報提供を行いました、という報告でしたか。

【事務局 時崎課長】

令和3年3月の際には情報提供したという表現はないのですが、市の促進区域の指定に向けて進めていきますという市長答弁の報告、今後の動きにつきましては、随時報告していく、この2点について、でございます。

【松島会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。そのほか委員の皆様からご質問等ありますでしょうか。

【長原委員】

自然環境の変更だとか、何か特別な自然条件の大幅な変動等が生じて、この計画書は検討された段階の条件が本当に変わったということになれば、見直しってこともありますよ、と書いてあるのですけれども、石狩市の行政の執行のあり方として、どうなのかということが問われているのではないかと思います。その行政執行のあり方を問うとすれば、それは環境審議会という場ではなくて、市議会とか、そういう色々な場面があろうかと思います。

環境審議会なのかというあたりはちょっとよく分からない。だから、議題とするかどうかというふうに短絡的に委員長さんから問われても、建議することができるとは書いてあるけれども、今こうだとは言えないかなと。石狩市がこう重大な、行政の一定の課題を遂行しようとしたりするときに、建議をすると、問われたことに対してというのは、審議会の役割だと思うけれども、それ以外として、その行政執行のあり方がおかしいのではないかという話って、そこまで踏み込んでしまうのはどうなのかなと。

【松島会長】

そうですね。話が、今二つの事象について、一つは、そのゾーニング計画というものの変更が必要なのではないかということと、あるいはその情報提供をするときに、本来、環境審議会で意見を聞くべきだったのかどうかというのは、なんかこう、ちょっと二つのことが今一緒になってしまっているので、余計分かりにくいというか、難しくなっているような気がします。

【芥川委員】

私が委員になる前の時に、配慮書に関してはもう審議はしないということで、審議会の方で決められて。配慮書に対して市長がおっしゃったことに対して、審議会は責任を取っていないっていう、逃げ側かもしれないんですけど、そういうことでもありますので。配慮書に対して審議をしていれば、もちろんその市長の意見にも審議会が関わるかと思います。配慮書に関しては、私たちに対しては情報提供で、意見を述べる場はないわけなので、そこで市の方でどういう形で（意見を）言うかというところは、そこに対しては審議会に責任はないのかなと思いました。ただ、ゾーニング計画をこうやって市として環境に配慮するべきだというところで決めた、というか計画を策定した、というものを大事にしてほしいというのは、審議会の総意になるかと思うので。その部分をどう反映するかというところを、どう審議するかとか、審議事項とするかというのは、ちょっと問われても、長原委員がおっしゃったようにすごく難しくて、ここで決められるものではないと思うし、審議するものでもないのかなという気がするのですけれども。私たちは例えば配慮書があって、それを審議してくださって言わればその配慮書に対して意見も述べるし。いまは配慮書ではなくて、方法書

に関してからですって形になっていますので、言えないというのが、委員の立場なのではないのかなと私は思っているところです。

【松島会長】

ありがとうございます。配慮書に関しては、促進区域に指定されたあと、1社が請け負つて建てるときに、その1社に手を上げようとしている事業者が、たくさん色々な事業者がいま配慮書を出してきているというところ、その前回の環境審議会の中では、促進区域にもなっていないので、建つかどうかも分からぬ配慮書をもう何十件も見なきやいけないというのはちょっと時間がもったいないのではないかというところで、そこは省かせてほしいというところで、前回の環境審議会ではそれを決議したということになって、配慮書に関して、洋上に関する配慮書に関しては、促進区域に関連して、見ないということになっています。

今回、石岡委員が問題視してきたのは、促進区域に指定するかどうかというときに、情報提供というのを石狩市が行うと、そこで、漁業者の漁業権が設定されている場所がどこにあって、それに対し漁業者がどういう意見なのかというところを含めて、それを提案したことに対して、そこはゾーニング計画の中では、環境保全エリアに指定されていて、なぜそこが環境保全エリアになっているかというと、先ほどご説明したとおり漁業権が設定されている場所であって、事業者がその当時は建ててほしくないというご意見だったと伺っています。そういった点から、環境保全エリアになっているところなのですが、そこの洋上の促進区域指定のための情報提供を市として行うことは、齟齬が生じているのではないかというご指摘です。ゾーニングでは、環境保全エリアとしていたのにと。

【石岡委員】

漁業区だけの問題ではなく、そのほかにも調整区、かなりいろんな調整、例えば生物多様性の海域になっていたり、それからほかにも景観、それから部分的に重なるのですが、国定公園のバッファーゾーンとか、そういうものに重なってきています。だから、漁業者だけが賛成したからといって、それ以外の調整の部分が残っているはずなのに、調整をしていない、そういうところを調整しないままに進めているというところに疑問を感じている次第です。

【長原委員】

ゾーニングエリアそのものが、実際の事業性を評価したり、やっていいよとか、やつたらだめだよとか、必ずしもそういうことではないですよね。ゾーニング計画自体の性格の中で、ゾーニング計画を作ったけど、自然環境ががばっと変わってしまって、もともとえた時点と全然違うよという話になれば、これは明らかに見直しと。計画書自体にも書かれていなか、そういうことはあるのでしょうか。事業の推進とか、行政が行政行動を推進するとい

うことについてどうなのかということは、ゾーニング計画の見直しという範囲に入らないのではないかなど。環境に関するいろんな意見を環境審議会は市長に建議することができるというふうに確かに書いてありますので、そういう意味で言えば、迷ったりしますけど、ここで結論出せというのは難しいのではないですかね。例えば法的にどうなのだろうとかも。

【松島会長】

はい。まずゾーニングに関しては、いま実は道が進めているところはあるのですけれども、方法書とか配慮書が必要でなくなるというようなものではなくて、あくまでも事前に事業者が適地を探すときの参考資料として、市としてここは避けてほしい場所だというのを広く世に出しているというか、ある意味宣言しているようなところですよね。それに対して、実際にそこを選ぶかどうか、そこが配慮書、方法書、法的なアセスがかかってくるので、実際は事業者がやることは変わらないのですよね。あくまでも石狩市として、現在考えられる情勢を踏まえて、適地はここで、ここは保全すべき場所だというのを石狩市としてこう図に示しています。

の中では結構データが荒かったりするものもあるので、実際はきちんとアセスをして評価をする必要はいずれにしても出てくるのですが、そういう点で強く法的な背景もないというところから、規制ができるものではないという認識ではあります。かといって、いずれにしても事業者はきちんとアセスは行わなきやいけないと。それに対して、あらかじめ地元の意見として、この場所はこういう場所ですというのをある意味宣言している、そういう位置づけであると私は認識しています。

はい、石岡委員どうぞ。

【石岡委員】

このゾーニング計画書を作ったときには、私のこの意見書の真ん中頃にも書いてあります、このハブの高さが 84 メートル、羽の到達点が高さ 140 メートル、出力が 3,300 キロワットぐらいのものを想定しています。でも、今回洋上で考えられているのは、高さが 165 メートル、羽の最高到達点の高さが 300 メートルで、出力が 15,000～20,000 キロワットになっています。だからそういうことで事業自体が大幅に変更になっています。そうすると環境に対して、あるいは人間に対して、景観に対して、重要な影響を及ぼすだろうということが想定されています。そして、今日の当日資料になっているのですが、田鎖順太氏が書いた「北海道内の有望な区域における洋上風力発電では、周辺住民の多くに風車騒音による健康影響が生じる可能性が高い」というのを提出したのですけれども、これは二つの論説が合わさっていて、真ん中あたりに不眠症に関するリスク評価も載っていますので、石狩市の場合は 51 人ぐらい不眠症に罹患するということです。それから入眠妨害も出てくるというところなので、こういう健康状態まで影響を及ぼすであろうということを考えたときに、やはり

もう一度このゾーニング計画について、すごく大幅に変更するということになるのではないかに値するような機種の大型化はゾーニングの本当に重要な部分で、重大な要素になります。うると思うので、やはり私は検討してもらいたい、議題として。そういうふうに思っています。

【松島会長】

ありがとうございます。今お配りしている田鎖さんの論文に関しては、ちょっと取扱注意をお願いいたします。というのはまだ投稿中で、受理されたものではないというところがありますので、本来であれば公開されたものをお渡しするのですけれども、まだ投稿中というところから、今これが世に出てしまうと、おそらく田鎖さんに不利益が生じてしまうと思いますので、取り扱いはご注意いただきたいと思います。そういう点で、まだオーソライズはされてないというところも、ご注意いただきたいところではありますが、そういうご指摘があるというお話を。

はい、芥川委員お願いします。

【芥川委員】

今の話とは少し別なのですが、この田鎖先生のものにつきましては、ちょっと見ましたが、(発行者の) 北海道自然エネルギー研究会というのが、これはNPOのところですので、この先生はこういうことをおっしゃっているという程度としてご理解いただきたいです。これが世の中の国内の騒音の研究者が認めている論説だとか、そういうようなところに書かれているものではございませんので。この先生はこういうふうに考えて、こういうふうな計算をしているという、その程度で考えていただきたいと思います。

こここの数字が、かなり何人とかという具体的な数字までありますけれども、これは何らかの疫学調査をやったわけでもないですし、その前の騒音のソフトですね、推定方法につきましても、ここのNPO法人の方で印刷はしていますけれども、オーソライズされているものではないということで、こう書かれているから、こうなんですっていうふうな言い方はおっしゃらないほうがよろしいのではないかと思います。

騒音に関しては、やはり受け手側の違いがありますので、ここは皆さん聞こえませんよねとか、ここが聞こえますよねと、そんなきっちり区分けできるものではないのはもちろんなのですけれども、立つべき根拠が揺らいだところに立っちゃいけないと思いますので、そのあたりちょっと気をつけたほうがよろしいのではないかなど。

【長原委員】

疫学でやったデータというのはあるのですか。

【芥川委員】

疫学で風車のところでという、国でやった調査はありますけど、それを踏まえて、低周波ではなくて、騒音として扱いましょうというのが今の国の指針になっていて、それに基づいて、建てようとしている人たちの配慮書などの推定がされています。なので、こうやりましょうというのは今できているのですが、実際はやはり難しくて、受け手側が聞こえるというのは、たくさんありますし、起きてくる症状も色々なものがありますので、きっちり分けられるというものではないのです。ただ、これは予測に基づいてやつたらこうなりますよっていうものは、何の根拠にも立ってないと思っていただいたほうがいいと思います。

これは今の審議内容とは全然関係ないところなのですけども、ちょっとそれだけは、今これを拝見して、先にちょっとお伝えしたいなと思っていたところですので。すみません、今の審議の内容とは関係ないですけれども。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。今、ご指摘いただいた点は、科学的には事実として、例えば、予測というのはモデルに基づいてできるのですけども、では、それが実際にどれだけ事実と、現実と即しているかっていう検証が必要になってくるのですよね。例えば、鳥がここにいるというポテンシャルが評価されたとき、本当にそこにいるのかどうかっていうのを調べたときに、実際ポテンシャルはあるけど全然いなかったとか、そういうことは往々にしてあるので、例えば、じゃあこのデータを基にして、実際被害が出ているところで、予測では何件出るはずで、実際、被害はどれくらい出ている、そういう検証がないと、実はこういうデータはなかなか扱いにくいところがあります。

そういう点で我々の分野では、やはり事実としてこのデータがどれだけ現実味があるのかという裏づけがないと。言ることはもちろんできます。計算もできます。でも、それは今調べられるデータに基づいて、要はそこで調べられていないデータ、あるいは考慮されていない、隠れたデータがひょっとしたら裏にあるかもしれない。これは別に私たちが風車は影響がないと言っている話ではなくて、このデータに基づいて、このデータ自体を完全に信じるには、まだ十分ではないというそういう指摘だととらえてください。別に否定しているわけでもないです。そういう事実がないという話でもないです。

【長原委員】

かなり時間も迫っている中で、結論を出すのは、私は今までの皆さんのお話の中で、状況としてどうなのでしょうか。もう少し継続して、先生のほうでお諮りいただいたほうがいいのではないかなって気はするのですが。

【松島会長】

はい。ご意見ありがとうございます。はい、玉田委員どうぞ。

【玉田委員】

結論を出すのもちょっと難しいなと思いながら、今日改めてこの資料、情報提供について詳しく見たのですけれども、一つは、市側の意見として、ゾーニング計画があるのだぞというのをこのペーパーの中に書き込める余地がなかったっていうのが一つの問題点だったのかなと。例えば、（文書の）鏡文か何かで、ゾーニング計画を遵守してくださいとかって、一言書いてあれば、もう少し考え方方が変わるのかなと思います。

この北海道の新エネ推進室のほうから来た、この問い合わせの中にQ&Aで全部書かれていて、その中にこう規定路線で、希望するとか希望しないとかっていう既定の回答しか答えがなくて。石狩市のゾーニング計画というのが、実は石狩市しかない計画であって、かなり進んだ取り組みではあるのですけど、もっとPRしなきやいけない問題でもある。北海道の中でこういう問題で、市町村が独自の計画を持っているのは、石狩市と確か稚内市だけなのです。そこが国とか道の側から見ると、ゾーニング計画の存在が知れ渡っていないので、その基準で物事が進んでしまうというところに1つ問題がある。石狩市として、国はどうあれ、道はどうあれ、こういう（ゾーニング計画という）考え、ビジョンを持っているのだっていうのを、やっぱり常々PRしていかないといけない部分だと思います。そこのPR、発信の仕方が抜けていたのかなっていうところが一つあります。

ただこの回答様式がこういう様式になっていますから、それを言える場がなかったという石狩市の考え方も分かるので、それを今度、この場で議論するべきかどうかっていうのはちょっと今すぐに答えが出ないので、そのところ宿題として私のほうでも考えさせてください。

【松島会長】

はい、ありがとうございました。おまとめいただきまして本当にありがとうございます。時間もだいぶすみません、超過してしまいましたので、皆さんの総意としては、まずこの場ではちょっと結論は出せないというところで、引き続きこちら継続審議ということで、また次回少しお話できればと思っております。皆様にもご負担をおかけして恐縮ですが、少しこの件についてご検討いただければと思います。

そうしましたら、この案件については、こちらで終了したいと思います。今の色々なご意見というのは、議事録に記録されると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

ほかに何か皆様の方からご提案、ご意見、その他で議論することございますでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、事務局のほうにお返しいたします。

【事務局 松儀部長】

私事ではございますけれども、4月1日付けの人事異動によりまして、総務部長を拝命することとなりました。環境審議会の皆様におかれましては、これまで困難な議題に取り組んでいただきましたこと、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思います。後

任につきましては、現環境課長の時崎が当たってまいりますので、継続的な審査に支障がないものと考えております。この4年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

【事務局 時崎課長】

ただいま松儀から紹介がありましたけれども、令和3年度から3年間、環境課長を務めさせていただきまして、このたびの人事異動で、松儀の後任として環境市民部長を拝命いたしました時崎でございます。皆様には引き続きお世話になると思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局から報告をさせていただきます。

審議会議事録についてのご確認でございます。記録方法は「全文記録」、確認方法は「会長、副会長の2名で確認」とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、次回の石狩市環境審議会の開催につきましては、別途事務局からご連絡させていただきましたとおり、令和6年4月19日に予定しています。

事務局からは以上となります。

【松島会長】

ありがとうございました。本日はすみません、時間もだいぶ超過してしまいましたが、長時間にわたり有意義なご意見をいただきまして、ありがとうございました。また引き続き4月にすぐありますが、よろしくお願ひいたします。お疲れ様でした。

【一同】

お疲れ様でした。

令和6年5月27日 議事録確認

石狩市環境審議会

会長

松島 肇

令和6年5月27日 議事録確認

石狩市環境審議会

副会長 芥川 智子